

**第六十一条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。  
(権限の委任)

**第七** 第二十条第三項前段又は第四項（これらの規定を同一条第九項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者  
**第八** 第二十条第三項後段（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者

**第三条** 第三条の規定は、この法律の施行前に使用が廢止された有物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地については、適用しない。  
**(政令への委任)**

**第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

**第六十一条の二** 有害物質使用特定施設を設置していた者は、当該土地における土壤汚染状況調査を行う指定調査機関に対し、その求めに応じて、当該有害物質使用特定施設において製造し、使用され、又は処理していた特定有害物質の重類等の情報を持続するよう努めることとする。

三 第六十六条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する搬出をした者  
四 第十七条の規定に違反して、汚染土壌を運搬した者  
五 第十八条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第十九条第七項の規定に違反して、汚染土壌の処理を他人に委託した者  
六 第二十一条第一項（同条第二項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び第九項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

**第一條** (施行期日) これらの法律は、公布の日から起算して九月を超えた次の年一月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二条** (準備行為) 第二条第一項の指定及びこれに関する手続その他の行為は、この法律の施行前においても、第十一条から第十二条まで及び第十五条の規定の例により行うことができる。

**第三条** (手続) 第二十条第一項の指定及びこれに関する手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項及び同一の規定並びに第二十四条第一項の規定の例により行うこととする。

五 四 七 六 八 九 十

第五条第一項の調査に関する事務  
第六条第三項の指定に関する事務  
第六条第二項の公示に関する事務  
第六条第四項の指定の解除に関する事務  
第七条第四項の指示に関する事務  
第七条第十項の汚染の除去等の措置に関する事務  
第十二条第一項第一号の確認に関する事務  
十一 前条第二項の協力を求め、又は意見を述べること  
に関する事務

（国の援助）

**第五十九条** 国は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害を防ぐことを目的とし、土壤汚染状況調査又は被害措置区域における汚染の除去等の措置の実施につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

前項の措置を講ずるに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

(研究の推進等)

**第六十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の徴収又は百万円以下の罰金に処する。  
一 第二条第四項若しくは第八項、第四条第三項、第五条第一項、第七条第二項、第四項若しくは第八項、第十二条第五項、第十六条第四項、第十九条、二十四条第二十五条又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者  
二 第七条第六項又は第八条の規定に違反した者  
三 第二十二条第一項の規定に違反して、汚染土壤の處理を業として行つた者  
四 第二十三条第一項の規定に違反して、汚染土壤の処理の事業を行つた者

**第二** 第二十二条第八項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者

**第三** 第五十条の規定に違反した者

**第四** 第五十四条第一項若しくは第三項から第六項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

**第五** 第六十八条 法人の代表者は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条（前項第三号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

第八章 罰則

九 第二十九条第五項 第七項又は第八項（これららの規定を同条第九項の規定で適用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票又はその写しを発行しなかつた者

十 第二十一条第一項又は第二項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者

十一 第二十二条第三項の規定に違反して、送付をした者

**第六十七條** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十五万円以下の罰金に処する。

一 第十条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽

**附則**  
**(平成二九年五月一九日法律第二二二号)**

**第五条** 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、指定支援法人の支援業務の在り方について廃止に至る見直しを行うとともに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講するものとする。



2 當該汚染土壌処理施設の設置の場所

3 汚染土壌処理施設の設置の場所

4 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定

5 その他環境省令で定める事項

二 汚染土壌処理施設の設置の場所

三 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力

四 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定

五 有害物質による汚染状態

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 汚染土壌処理施設の設置の場所

三 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力

四 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定

五 その他環境省令で定める事項

一 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 汚染土壌処理施設の設置の場所

三 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力

四 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定

五 その他環境省令で定める事項

一 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又は政令に違反し、刑罰に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第二十五条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成二年法律第七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(トにおいて「暴力団員等」という)。

二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの

ホ 法人その他の役員又は政令で定める使用者のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 個人で政令で定める使用者のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの

ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一 第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

二 第二項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。

三 汚染土壌処理業者は、環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に従い、汚染土壌の処理を行わなければならない。

四 汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理を他人に委託しない。

五 汚染土壌処理業者は、環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に従い、汚染土壌の処理を行わなければならない。

六 汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る汚染土壌処理施設ごとに、当該汚染土壌処理施設において行つた汚染土壌の処理に際し環境省令で定める事項を記録し、これを立証する方法に依る場合にあっては、当該汚染土壌処理施設の最寄りの事業所に備え置き、当該汚染土壌の処理に際し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

七 汚染土壌処理業者は、その設置する当該許可に係る汚染土壌処理業者は、その設置する当該許可に係る汚

**(変更の許可等)**  
**第一二三条** 汚染

木本土壤処理業者は、当該許可に係る前条第4項第4号に掲げる事項の変更をしようとする場合は、設施において破損その他の事故が発生し、当該汚水若しくは処理する汚水若しくは汚泥が飛散し、流出し、又は発散したときは、直ちに、その旨を届け出なければならない。

染の拡散の防ぐ  
ることができる  
(譲渡及び譲受)

文)事は、現に規定する汚染土壌処理施設の運営に係る被害が、当該汚染の除去を目的とする他の措置を講ずべきことを命ぜる。

第五章 指定調查機關

の事業に関し必要な事項は、環境省令で定める

**第二十四条** 都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消す。又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

一 第二十二条第三項第一号イ又はハからトまでのいずれかに該当するに至ったとき。

二 汚染土壌処理施設又はその者の能力が第二十二条第三項第一号の環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。

四 不正の手段により第二十二条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。）又は第二十三条第一項の変更の許可を受けたとき。

（名義の禁止）

**第二十六条** 汚染土壌処理業者は、自己の名義をもつて、他人に汚染土壌の処理を業として行わせてはならない。（許可の取消し等の場合の措置義務）

**第二十七条** 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は第二十五条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者は、省令で定めるところによつて、当該廃止した事業の用に供した汚染土壌処理施設又は当該取り消された許可に係る汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければならぬ。

るに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて、環境省令で定める構成員の構成が土壤汚染状況調査等が公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 前号に定めるもののほか、土壤汚染状況調査等が公正になるおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。

(指定の更新)

**第三十一条** 第三条第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

前二条の規定は、前項の指定の更新について準用する(技術管理者の設置)

**第三十二条** 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行なう土地における当該土壤汚染状況調査等の技術上の管理につきあたる者で環境省令で定める基準に適合するもの(以下「土壤汚染状況調査等に從事しない者」という)を選任しなければならない。

(技術管理者の職務)

**第三十四条** 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行なうときは、技術管理者は当該土壤汚染状況調査等に從事する他の者の監督をさせなければならない。ただし、遅延なく、その旨をその指定をした環境大臣又は都道府県事業所の名称又は所在地のその他環境省令により、遅延なく、その旨をその指定をした環境大臣又は都道府県

知滞をう い術すう な次をう 。 を新 め个 る等て。と





